



北海道告示第1652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土別川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成13. 9. 9	理事	藤原 敏正	士別市武徳町44線東7号
同	同	同	松下 初男	中士別町10線西11番地
同	同	同	齊藤 敏	上士別町17線南6番地
同	同	同	山下 正義	中士別町3線西8番地
同	同	同	今野 芳夫	武徳町41線東3号
同	同	同	北川 耕一	上士別町13線東5番地
同	同	同	山下 博司	中士別町7線西8番地
同	同	同	濁川 英機	武徳町45線東18番地
同	同	同	藤原 敏正	武徳町44線東7号
退任	13. 9. 8	理事	松下 初男	中士別町10線西11番地
同	同	同	齊藤 敏	上士別町17線南6番地
同	同	同	山下 正義	中士別町3線西8番地
同	同	同	今野 芳夫	武徳町41線東3号
同	同	同	北川 耕一	上士別町13線東5番地
同	同	同	山下 博司	中士別町7線西8番地
同	同	同	濁川 英機	武徳町45線東18番地

北海道告示第1653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上士別土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があった。

平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

理事・監事の別	氏名	住 所
理事	齊藤 敏	上川郡朝日町字登和里3959番地
監事	齊藤 敏	上川郡朝日町字中央4528番地

北海道告示第1654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年9月21日、当麻土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、雨竜川土地改良区連合から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成13. 9. 12	理事	清原 悟諭	深川市宇摩1575番地
同	同	同	樋掛 諭	湯内1401番地1
同	同	同	堀田 輝幸	雨竜郡沼田町字沼田484番地
同	同	同	土田 忠昭	字北竜1236番地
同	同	同	高鶴 光雄	秩父別町1534番地の22
同	同	同	高崎 馨	同 2078番地の4
同	同	同	高橋 雄道	同 北竜町字三谷66番地の7
同	同	同	渡邊 要二	同 字板谷20番地の1
同	同	同	石河 重雄	深川市宇摩1505番地1
同	同	同	須網 賢一	雨竜郡沼田町字恵比島100番地16
同	同	同	小山 明	同 秩父別町2083番地の37
同	同	同	小野 敏	同 北竜町字和101番地の10
退任	13. 9. 11	理事	清原 悟諭	深川市宇摩1575番地
同	同	同	樋掛 諭	湯内1401番地1
同	同	同	堀田 輝幸	雨竜郡沼田町字沼田484番地
同	同	同	土田 忠昭	字北竜1236番地
同	同	同	高鶴 光雄	秩父別町1534番地の22
同	同	同	高崎 馨	同 2078番地の4
同	同	同	高橋 雄道	同 北竜町字三谷66番地の7
同	同	同	渡邊 要二	同 字板谷20番地の1
同	同	同	石河 重雄	深川市宇摩1505番地1
同	同	同	須網 賢一	雨竜郡沼田町字恵比島100番地16



呼2021第

発起人の住所及び氏名 加区名 北海道知事 堀 達也  
 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

山越郡長万部町字旭浜99番地 嶋倉 誠 長万部 漁業協同組合  
 同 字中ノ沢37番地の3 桑原 賢一 長万部 漁業協同組合  
 亀田郡般法華村字桃子94番地の6 岡山 弘一 般法華 漁業協同組合  
 同 字元村75番地の2 中村 陸三

北海道告示第1660号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、古武井及び大沼加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。  
 平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

- 道路の種類 道道
- 路線名 恵庭栗山線
- 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との間の重複区間

夕張郡栗山町中央1丁目 21.00mから 237.03m 国道234号線  
 332番1地先から夕張郡 45.54mまで 重複L=40.71m  
 栗山町桜丘2丁目66番地 先（国道234号線交点）まで  
 夕張郡栗山町中央1丁目 10.00mから 246.04m 国道234号線  
 332番1地先から夕張郡 45.54mまで 重複L=23.51m  
 栗山町桜丘2丁目62番地 先（国道234号線交点）まで

夕張郡栗山町中央1丁目 20.00mから 237.03m 国道234号線  
 332番1地先から夕張郡 45.54mまで 重複L=40.71m  
 栗山町桜丘2丁目66番地 先（国道234号線交点）まで  
 夕張郡栗山町中央1丁目 10.00mから 246.04m 国道234号線  
 332番1地先から夕張郡 45.54mまで 重複L=23.51m  
 栗山町桜丘2丁目62番地 先（国道234号線交点）まで

北海道告示第1662号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。  
 その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

- 河川の名称 一般河川十勝川水系伏古川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成13年10月2日
- 廃川敷地等の位置 (左岸) 帯広市西19条北3丁目7番地先から西20条北2丁目7番地先まで及び西20条北2丁目13番1地先から10番4地先まで

- 廃川敷地等の種類及び数量 (右岸) 帯広市西19条北3丁目9番5地先から9番2地先まで、西20条北2丁目9番地先から14番1地先まで及び西20条北2丁目14番1地先から11番5地先まで  
 土地 27,484.91m<sup>2</sup>

北海道告示第1663号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第9条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条の規定により、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則を次のとおり定めた。  
 平成13年10月2日

北海道知事 堀 達也

- 高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築指導課内

報 告 公 開 規 則







第1302号

報 告 公 報 北 道

平成13年10月2日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業務名 労働組合情報データベース整備事業

(2) 業務内容 本道の勤労者福祉の向上の推進に係る基礎資料として活用するため、道内に所在する勤労者に係る情報の集計処理、情報管理のためのデータベースの作成を委託する。

(3) 履行期限 平成14年3月22日

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 道内に営業拠点を置く営利法人であること。

イ 経営状況、経営規模において契約の履行に支障がないこと。

ウ データベース作成業務を確実に履行した実績を有しているか、または、確実に履行する能力を有していること。

エ 事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が原則として委託費の25%以上を確保できること。

(2) プロポーザルの選定基準

ア 業務処理能力

業務実施体制等

イ 企画提案の内容

データ検索方法等

ウ 新規雇用の考え方

新規雇用者数等

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労政福祉課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 463

ファクシミリ 011 - 232 - 0159

(2) プロポーザル説明書の交付期間、場所及び方法

平成13年10月2日(火)から10日(水)まで

(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

交付場所は、(1)に同じ。直接交付する。(郵送はしない。)

(3) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法

平成13年10月26日(金) 午後5時

提出場所は、(1)に同じ。持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

(2) 本業務に係る照会窓口

3(1)に同じ。

(3) プロポーザルに関する説明会を行う。

(4) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

収 入 部 長

北海道上川支庁告示第34号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工

事は、完了した。

平成13年10月2日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

3 開発許可年月日及び番号

北海道釧路支庁告示第8号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年10月2日

北海道釧路支庁長 北 勝 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

3 開発許可年月日及び番号

北海道釧路支庁長 北 勝 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

3 開発許可年月日及び番号

北海道釧路支庁告示第9号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成12年1月6日 釧路指第11 - 3号

北海道釧路支庁長 北 勝 利

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年10月2日

北海道釧路支庁長 北 勝 利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 厚岸郡厚岸町字宮園町194番地227（第5工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 厚岸郡厚岸町字真栄町1条2番1号 厚岸町長 若狭 靖
- 3 開発許可年月日及び番号 平成6年4月8日 釧建指第6-1号

観 望 隊 本 部 長 山 田 高 廣

北海道警察本部告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年10月2日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

- 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年10月2日に一般競争入札の公告を行う警察安全相談管理システム用コンピュータ機器の賃貸借契約

(2) 資 格 警察安全相談管理システム用コンピュータ機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 警察安全相談管理システム用コンピュータ機器の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成13年9月1日現在において、コンピュータ及び周辺機器の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和29年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）について、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成13年10月2日から19日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

呼 2031 紙

- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新  
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第125号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成13年10月2日

北海道警察本部長 山田 高 廣

弊

公

價

規

定

- 1 入札に付する事項  
 (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量  
     警察安全相談管理システム用コンピュータ機器 一式（1月当たりの単価）  
 (2) 調達をする賃借物品の様等 入札説明書による。  
 (3) 契約期間 平成13年12月25日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年12月24日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。  
 (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 平成13年北海道警察本部告示第124号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時  
 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）  
     電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236  
 (2) 入札日時 平成13年11月12日 午前10時（郵送による場合は、必着）  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 5 入札保証金  
 入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項  
 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
     北海道警察本部総務部会計課  
     電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

- 7 落札者の決定方法  
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 8 契約書作成の要否  
 要
- 9 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名称 北海道警察本部総務部会計課  
 イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
     電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured : Computer System 1 set
  - (2) Bid submission date and time : 10 : 00 A. M., November 12, 2001
  - (3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department,  
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,  
Hokkaido, 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236
-

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリント  
ト務  
部海  
株法  
式制  
会文  
社書  
社課  
道